

「静岡理工科大学産学コラボネット」会則

(名 称)

第1条 本会の名称は、「静岡理工科大学産学コラボネット（以下「本会」という。）」と称する。

(目 的)

第2条 本会の目的は、静岡理工科大学（以下「本学」という。）が有する資源を地域企業へ展開するとともに、本学学生の地域企業への就職機会の拡大などを図ることを通して、本学及び会員企業、及び会員企業間の連携機能を拡充することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 講演会の企画、開催
- (2) シーズ発表会・技術相談会の企画、開催
- (3) 就職説明会の企画・開催
- (4) 企業見学会の企画・開催
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業・活動等

(構 成)

第4条 本会は、主として静岡県、愛知県及びその周辺に事業所を有する企業によって構成する。なお、その他地域に事業所を有する企業から入会の申し出がなされた場合、会長が入会の可否を判断する。

2 本会の事業を支援する外部機関・団体を、支援機関としておく。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 幹事 20人以内
- (3) 会計監事 1人
- (4) 顧問 若干名

(役員の指名)

第6条 会長は、本学学長がこれにあたる。

- 2 幹事及び会計監事は、会員の中から会長が指名する。
- 3 顧問は、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 幹事及び顧問は、役員会を構成し、第11条第3項に掲げる事項を審議する。

3 会計監事は、財務を監査する。

(任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第9条 本会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 部会

(総会)

第10条 総会は、会長、会員及び顧問をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 事業報告及び収支決算に関すること。

(2) 事業計画及び収支予算に関すること。

(3) その他会長が必要と認める事項に関すること。

(役員会)

第11条 役員会は、会長、幹事、会計監事及び顧問で構成する。

2 幹事会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

3 役員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会に諮る事項の原案作成に関すること。

(2) 本会の企画運営に関すること。

(3) その他会長が必要と認める事項に関すること。

(部会)

第12条 部会は、次の部会を置く。

(1) 連携事業部会

(2) 農業振興部会

(3) 工業技術部会

(4) 情報サービス部会

- 2 部会は、部会長及び部会員で構成する。
- 3 部会長は、幹事の中から会長が指名する。
- 4 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 5 部会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 部会の企画運営に関すること。
 - (2) その他部会長が必要と認める事項に関すること。

(運 営)

第13条 本会の経費は、参加費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
なお、年会費については無料とする。

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。
但し、平成26年度は、平成26年11月25日から平成27年3月31日までとする。

(事務局)

第15条 本会の事務局は、静岡県袋井市豊沢2200-2 静岡理工科大学総合技術研究所内に置く。

(会則の改正)

第16条 この会則の改正は、役員会において役員会出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(雑 則)

第17条 本会の運営上その他必要な事項は、役員会の協議により定める。

附 則

この会則は、平成26年11月25日から施行する。